

牛久市教育委員会 11月定例会会議録

1. 日 時 令和4年11月24日(木)午後1時30分
2. 場 所 牛久市役所分庁舎 2階 第2会議室
3. 出席委員 染谷 郁夫・石井 美知夫・吉原 英夫・八木橋 晴美・宮本 芳子
4. 委員以外
の出席者 教育部長 吉田 茂男
次長兼学校教育課長 川真田 英行
次長兼スポーツ推進課長 高橋 頼輝
教育企画課 課長 吉田 充生
指導課 課長 河村 博行
文化芸術課 課長 糸賀 珠絵
生涯学習課兼中央図書館
課長兼館長 斎藤 正治
学校教育課 課長補佐 森田 明
学校教育課 課長補佐 野口 治
指導課 課長補佐 山口 明
指導課 課長補佐 飯田 千枝美
生涯学習課 課長補佐 池田 健一
スポーツ推進課 課長補佐 保坂 正博
教育企画課 課長補佐 山口 功
教育企画課 副参事 近藤 絹
5. 欠席者 文化芸術課 課長補佐 山越 義弘
文化芸術課 課長補佐 木本 拳周
6. 会議録署名人 宮本 芳子
7. 議事事項 議案第28号 牛久市教育委員会いじめ調査委員会を設置しないことについて
(其の一)
議案第29号 牛久市教育委員会いじめ調査委員会を設置しないことについて
(其の二)
諮問第 3号 牛久市教育支援委員会への諮問について
報告第28号 牛久市教育支援委員会答申について
報告第29号 牛久市就学援助規則の支給額の変更について
報告第30号 令和4年度牛久市物価高騰に対応するための放課後児童健全育
成事業者への補助金の交付に関する告示について
報告第31号 牛久市放課後児童健全育成事業補助金の交付に関する告示の一
部を改正する告示について
報告第32号 専決第8号令和4年度12月補正予算(第8号)について
8. その他

教育企画課長	出席委員が、定数に達したため定例会の成立を宣言。
教育長	<p>今日午前中校長会がありまして、部活動のこれからの問題であったり、特別支援学級というところが来年はその学級を増やさないという国の伝達が来まして、つまり特別支援学級の子供たちは交流って結構向こうに行っていたんですよ、親学級に、行かせるなど。この学級で週の半分以上やりなさいという指導が来ている。中学校は、例えば体育先生が担任やっていると、国語の授業のときは1人しか子供いなくても国語の先生が来るんです。理科のときは理科の先生が来るんです。すると、理科の先生、国語の先生が授業時数満杯になって動けなくなっちゃうんです。でも人を配置しませんと、今いる人数で何とかやりなさいと、なおかつ半分以上は特別支援学級にしないで。まあちょっと難しい、相変わらずの話であります、そんな話で学校現場は今戸惑っているような状況もあります。でも、比較的落ち着いてどの学校もここまでやってくれて本当に感謝している状態です。</p> <p>あとまた先日、現美の展覧会、おいでいただきまして本当にありがとうございます。あの中で松田さんという子供の大きな絵があったんですね、小ホールに、学校にあげたいという話もありまして、本当に本物の絵がまた学校に飾るのもいいなと思っていますところ。</p>
教育長	<p>開会を宣言する。</p> <p>会議録署名人 委宮本 芳子委員を指名する。</p>
教育長	<p>初めに、議案第28号「牛久市教育委員会いじめ調査委員会を設置しないことについて（その1）」、議案第29号「牛久市教育委員会いじめ調査委員会を設置しないことについて（その2）」、諮問第3号「牛久市教育支援委員会への諮問について」、報告第28号「牛久市教育支援委員会答申について」であります、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7号により、出席委員の3分の2以上の多数で議決したとき、これを公開しないことができます。</p> <p>本議案については非公開にしたいと思いますが、委員の皆さまにお諮りいたします。非公開とすることに賛成の委員は挙手をお願いします。</p>

<p>教育長</p> <p>次長兼学校教育課長</p>	<p>(賛成者挙手)</p> <p>全会一致で非公開と決定</p> <p>*****</p> <p>議案第28号について出席者全員の賛成を得る。 議案第29号について出席者全員の賛成を得る。 諮問第3号について出席者全員の賛成を得る。 報告第28号について質疑を受けるが質疑なし</p> <p>以上で、非公開を解除します。 次に、報告第29号「牛久市就学援助規則の支給額の変更について」事務局より説明をお願いします。</p> <p>報告第29号につきましては、就学援助規則の支給額の変更についてでございます。</p> <p>就学援助規則の中では、就学援助の支給の額については、教育委員会が定められておりまして、それは教育長の専権事項になっているので決裁で定めさせていただいたものを報告という形で、毎年行っております。</p> <p>それで、今回はこの2項目です。小学校の新入学児童生徒の学用品費、あと2番目が今回ICT、GIGAスクール関係に絡んで出てきたオンライン学習費、この2つの項目で、生活保護の単価が変更になりまして、それに準じてこちらの単価を全部あわせてありますので、その変更を行います。これが来るのが大体夏ぐらいなものですから、1回目の支払いには7月なので通常間に合わないの、大体このあたりで変更して、2回目の支払いが2月にありますので、その際に差額をお支払いしていくというような形での調整となっているおります。</p> <p>この中で、新入学の学用品費は例年あるやつなんですけど、オンライン学習費につきましては、これについてはどういう支払い方をしようとか審査の仕方、ネットワーク環境がない家にお金だけ行っちゃうことがないように、そこをどうするか契約書等を提出していただくのもちょっと複雑になってきますので、他市の例ですと、オンライン環境で申請してもらって渡すとか、そのあたりが担当と工夫を考えているところでございます。</p> <p>説明は以上です。</p>
-----------------------------	--

教育長	オンライン環境で申請してもらって、どういうふうにするんですか。
次長兼学校教育課長	インターネット経由で申請してもらって。自宅からつなげていると、子供がつなげる環境かどうかまでは見切れないのですが、スマホでもできちゃうものですから。
石井委員	オンラインと一口に言ってもいろんな回線ありますので、例えばモバイルルータを貸し出してしまったほうがいいのかという考え方もあるかと思うんですけども、そこら辺のところは、要するにプロバイダどこを使っているかとかというのが、メジャーであれば分かると思うんですけども、でないとな時的にだけ使ってそこで申請だけしておいて実際は使っていないこともあり得るので、そこら辺の見極めが結構難しくなってきますね。
次長兼学校教育課長	やはり規則の中でも、目的果たされないところに払わないというようなことは書いてありますので、本来虚偽でやった場合はもちろん返金を求められるような形にはなっているんですが。単なるお母さんのスマホ代にならないようにしないと。
教育長	これ普通のルーターでもいいしモバイルでもいいし何でもいいのね、つながれば。
次長兼学校教育課長	要はネット環境を家庭で整えていただければ良いです。
教育長	そうするとこの後あれだね、タブレットの持ち帰りという話になってくるよね。
次長兼学校教育課長	そこを見据えての補助というか扶助になっていきますんでね。
教育長	そうするとベストはタブレットプラス電源も持ち帰るという感じになるのかな。充電器は1個しかないものね。

次長兼学校教育課長	長期の場合は持ち帰っていただく。
教育長	長期の場合ね、普段はあまり持ち帰らないと。
石井委員	一番確実なのは回線契約の契約書の写しを出してもらうのが一番間違いないですけれどもね。
次長兼学校教育課長	それが一番、ちょっと相手方に負担はかかりますが、それが一番間違いない方法なんですね。それも含めて今どういう申請のさせ方をするか検討中です。
教育長	<p>一方では家でタブレット使える環境整えるから、家に持ち帰るといふことがある程度ないと、これ意味なくなっちゃうものね。子供たちが自由に持ち帰るとなると、学校にしか電源なくて、家で空っぽにしてしまうと学校に来ると今度使えないみたいな話があって、課題は幾つか残りますよね。</p> <p>今日まず話題になったのは学用品が重いという議会の質問があるんですね。タブレットを持ち帰るにはどうするんだというような質問もあるんです。そうすると、3年後に入替えがあるんです、この費用負担どうするんだという話もあって、今後GIGAスクールの問題は幾つか課題が出てくると思います。今回の議会でもそういう質問がありますので。</p>
吉原委員	<p>支給額が決して多いとは言わないけれども、この時代にあつて僅かでも上がるというのは大変支援家庭にはありがたいことだと思うんです。オンライン学習推進費というのが支給される、これも大変ありがたいと思うんですけれども。貧困家庭で支給を望んでいる家庭が、オンラインの設備を家庭で準備できるのかどうかというね、できる場所もあるでしょうし、できない家庭、その見極めと、その支援というのが、きちんとなされないと、非常に不公平感を感じる場所があります。</p> <p>現在牛久市ではこの就学援助費というのは、振込ですよ。</p>
次長兼学校教育課長	基本は振り込みです、滞納がなければです。学校徴収金の滞納があつた場合は、学校を通じてです。
吉原委員	そういう時代、働き方改革で、私自分が教頭やつているときに一番面倒くさかつたのがこの就学援助費の支給なんだよね。何でこれ銀行振込にできないの

	<p>かと言ったら、当時の校長さんが、保護者に直接来てもらって、その保護者の様子とか、話合いの中で本当に支給が必要なのかどうかというのを見極めるために、大変でも来てもらうというお話を聞いて、そこまで疑ったら切りはないんですけども、今こういうふうにならざるを得ない状況になったときに、その見極めをどういうふうな形で充実させていけるのか、もちろん行政の人たちの働き方改革もあるので、その辺がこれからの課題なのかなとちょっと私は思いました。</p>
<p>次長兼学校教育課長</p>	<p>これについては、今回も実は一般質問受けていまして、何で学校経由でやるのかという中にその理由がありました。我々としては、新規の方というのはなかなか難しいかと思うんですけども、必ずこの就学援助の申請のところには学校長の意見というのが付されます。それは規則の中にも書かれているんですけども、子供の状態、あと先ほど言ったように、ちゃんとこういう項目であればそれ目的どおり使われているかなというのを、完全にチェックすることは難しいですけども、服装が整っているとか、学用品はきちんと揃えているとか、そういった観点から意見書を書いてもらって、それも含めて審査するという形をとっていますので、単純に所得とかそれだけの審査ではなくて、一応規則上はそういうところも、もし合致しない場合は返還するような規則になっておりますので、あくまで子供たちが本当にこの就学援助をもらって、その目的がちゃんと果たされているというのを学校を通じて確認しているといった部分がございます。</p>
<p>吉原委員</p>	<p>就学援助費を学校に取りに来るのに保護者がでかいベンツで来るんですよ。この人に、この家庭にあげていいのかなと、いつも疑問に思っていたんですよ。公平性というのを大事に考えていただければありがたいなと思いますね。せっかく市の予算でやるんだから、やはり成果がないところには、本当はあげるべきではないという感じもしますね。</p>
<p>教育長</p>	<p>このことを学校にもよく伝えてあげて、こういう補助が入ったんだと、子供たちが、全ての子供がもう家でWi-Fi入れるようになるよということを伝えてあげると、学校は持ち帰らせようかなと今度は思いますとしますので、よく学校の校長先生に伝えてもらいたいと思います。</p> <p>次に報告第30号「令和4年度牛久市物価高騰に対応するための放課後児童健全育成事業者への補助金の交付に関する告示について」事務局よりお願いします。</p>

<p>教育企画課長</p>	<p>ただいまの告示について、ご説明いたします。</p> <p>ニュースなどでもご覧になった方いらっしゃると思いますけれども、昨今の物価高騰対策として、介護施設、それから障害福祉施設、民間幼稚園や保育園、児童クラブも含まれますが、こういったところに対して、補助金を、国のほうでも補正予算出しております。</p> <p>それで牛久市におきましても、物価高騰対策補助金を交付するための補正予算というのを10月24日に臨時議会がありまして、こちらに補正予算が上程されまして可決されています。</p> <p>それで当市では、民間の児童クラブ、牛久市内に2か所ありますので、こちらに対して補助金を出す目的で制定しました。こちらの補助金につきましては、昨年度の電気代、ガス代の実績と、今年度の実績を比較しまして、価格高騰分と見られる額を算出しました。1つの児童クラブに対しては6万5,000円、もう一つのほうは3万円、これ規模が違うので、実績を出してもらって、それぞれに対しての額を算出しまして、こういった額になりましたが、そちらを交付するために、こちらの告示を制定したものです。こちらについては今年度限りの措置でございまして、全て財源は国のものとなっております。</p> <p>以上です。</p>
<p>教育長</p>	<p>どうでしょう、よろしいですか。</p> <p>それでは次に行きます。報告第31号「牛久市放課後児童健全育成事業補助金の交付に関する告示の一部を改正する告示について」をお願いします。</p>
<p>教育企画課長</p>	<p>ただいまの告示についてご説明いたします。</p> <p>こちらについては、放課後児童健全育成事業補助金ということで、いわゆる子ども・子育て交付金を活用した補助金のものでございます。</p> <p>これは、今回の改正分につきましては、令和4年2月から、今年の2月にいわゆる、こういった児童子供関係の施設で働く方々の給与を見直そうというふうにあります、これも国の動きです。大体フルタイムで働く人については、1か月当たり9,000円を補助してくださいという国の指示がありまして、そちらに基づいて算出しています。それは令和4年2月から今年の9月までは全額国で持つのでそういった対処をなささいと。ただし、10月以降は、いわゆる子ども・子育て交付金、これまでもあったんですけども、子ども・子育て交付金の中から対応してくださいねということで、子ども・子育て交付金の対象になりますと、国・県・市でそれぞれ3分の1を持ちます。今年の2月から9月までについては国が全額持っています。ですので、国で全額持っていた期間が9月末で終わってしまうので、10月からは、ある程度市や県からも負担するというので、要綱の改正を、告示の改正をするようにということになっていますので、今回、こちらの改正文の中で言いますと例えば、ちょっと具</p>

	<p>体的な文言は出ていませんけれども、新旧対照表で見ていただくと、第2条の（1）というところの改正でいうと、下線を引いた「及び（13）」で定める事業と書いてあったり、（2）で言いますと、一番下のほうの部分なんですけども、「基準額の欄2に定める事業」、ごめんなさい、具体的な資料を作っていないで申し訳ないですが、これが、要するに処遇改善補助金といまして先ほど申し上げた月当たり9,000円の支給しなさいという部分です。こちらを、子ども・子育て交付金を交付するこの告示に盛り込みまして、今後も引き続き、民間児童クラブで働く職員の方々に、少し給料を上乗せするという措置です。そちらの改正案になっています。</p> <p>以上です。</p>
<p>教育長</p>	<p>どうでしょう、皆さん。よろしいですか。</p> <p>では次、報告第32号「専決第8号令和4年度12月補正予算」事務局より説明をお願いします。</p>
<p>教育企画課長</p>	<p>間もなく12月議会が始まりますが、そちらで教育に関する補正予算について上程いたします。</p> <p>地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条には、市長が教育に関する予算を議会に上程する場合は、教育委員会の意見を聞くこととなっておりますので、教育委員会に諮るものなんですけれども、議会の補正予算につきましては日程の都合上、委員会を招集する時間的余裕がないことから、教育長の専決をさせていただきましたので、ご報告いたします。</p> <p>今回の教育に関わる補正予算では、9月の補正予算でも原油価格、物価高騰に伴う電気料金、ガス料金について増額補正を計上しましたが、引き続き電気料金高騰が続いていることから、光熱水費の増額補正を行っております。小中学校・幼稚園舎と生涯学習センター、体育館、図書館の光熱水費でございます。</p> <p>まず最初に教育企画課所管の補正予算についてご説明いたします。</p> <p>資料別紙の3ページ、黄色いラインを引いているところがございまして、大部分が電気料金の高騰に伴う補正予算なんですけれども、教育企画課については54番と64番が私のほうの担当でございまして、54番児童クラブを運営するという項目につきましては、児童クラブの各教室に空気清浄機を設置しております。そちらのフィルターの購入費に充てる予算を増額計上しております。それと、国からいただく補助金などの先ほど申し上げた民間児童クラブに交付する補助金などで、一旦このぐらい補助をくださいと申請したのについて、もらってはいるんですけれども、実際の児童クラブの運営状況等を確認した結果、補助金をそこまでの額をもらえなかった部分、減額になるのでそちらを返すといった措置をせざるを得なくなりましたので、そちらの国に返す部分、そ</p>

<p>次長兼学校教育課長</p>	<p>れと空気清浄機のフィルター交換に利用する部分において補正予算の増額経常はしております、それが54番です。</p> <p>それと64番につきましては、教育施策の企画調整をすと書いてありますが、会計任用職員昨年教育委員会に1人おったんですけれども、その方が退職されまして、その方の補充をしておりますのでその人件費について減額で補正を行うというものです。</p> <p>教育企画課からは以上です。</p> <p>学校教育課で電気料金以外の部分で1点だけありまして、50番の市立幼稚園を管理運営するの中に、電気料金が9万7,000円ほど入ってまして、その残り100万円ちょっとの金額なんですけど、これ幼稚園の広域利用と言いまして、稲敷のほうに牛久市民で預けている方がいらっしゃいます。お2人のお子さんなんですけど、そういった場合には市町村間で負担金を請求されまして、それを払うと、相手の計算に基づいてというような制度になっております。保育園なんかも同じような形で。うちのほうも土浦からもらっているようななんかもありますので、その費用です。</p> <p>以上です。</p>
<p>指導課長</p>	<p>65番になります。ALTの派遣に関する業務委託なんですけれども、昨年度プロポーザルをやりまして、契約金額が安くできましたので、その分の減額となっています。</p> <p>以上です。</p>
<p>次長兼スポーツ推進課長</p>	<p>スポーツ推進課では、増額の補正で59番と60番、こちらは電気料金高騰に伴う光熱水費の増額ということになっております。</p> <p>その下66番です。市の目指すスポーツ振興を推進するということで、社会教育指導員の報酬及び旅費の減額ということで、本年度1名採用を予定していたものがあつたんですけれども、公募を複数回かけたんですけれども、採用に至らなかったものですから、今回その報酬と費用弁償を減額をするものとなっております。</p> <p>以上です。</p>
<p>文化芸術課長</p>	<p>文化芸術課所管の部分につきましては、3ページの53番、やはり電気料金高騰に伴う牛久シャトー事務所負担金の増額となっております。牛久シャトーの事務所の半分に文化財グループが間借りしている関係で、電気料金を含めまして様々な経常経費につきまして、シャトーと折半して負担しているものでご</p>

	<p>ざいですが、このほど小売電気事業者と契約しておりました電気料金の契約が終了いたしまして、東電に切替えた関係で、電気料が不足することが考えられたのでこちらが増額補正となっております。</p> <p>以上です。</p>
宮本委員	<p>ALTの契約なんですけれども、会社を変えられたということで減額されたということで、おくのに関しましては非常に優秀なALTさんが来ていただいてありがたく思っていますが、別の学校で聞くと、ちょっとアクセントが強い、要はスタンダードイングリッシュを話すALTさんじゃなくて、ちょっとパキスタン系、そっちのなまりのあるALTさんがいらっしゃって、生徒さんたちにモデルで聞かせる場合、アクセントが強すぎてどうなのかなというのをちらっと噂で聞いたことがあるんですが、その辺はどういうふうにお考えですか。</p>
指導課長	<p>なまり云々まではちょっと分からないんですが、一応そういったお話があるのであれば、会社のほうにお伝えして、派遣してもらう方を変えるなり、検討はしていけるかなと思いますので、ありがとうございます。</p>
宮本委員	<p>ではそういう感じの旨を、例えば英語の指導をしていらっしゃる方から学校長か何か通じてお願いすれば大丈夫だということですか。</p>
指導課長	<p>そうですね。</p>
教育長	<p>よろしいですか。</p> <p>それでは、以上で本日の議事は終了いたしました。</p> <p>これにて11月定例会を終了いたします。</p> <p>次の定例会は令和4年12月22日、市役所分庁舎2階第2会議室 午後1時30分からの開催となります。</p>